

平成 2 3 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価

及び計画の見直しの素案（抜粋）

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 48 番	
具体的施策	<p>外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</p> <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。</p>
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局証券課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 490 条第 1 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法を厳正に運用し、投資家保護上必要な行政対応を実施。 ・当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切に運用。 <p>〔参考指標〕</p> <p>FX 取引業者及びファンドの販売業者・運用業者の処分内容・件数(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日)</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反や投資家保護上の問題が認められた登録業者に対して、行政処分を実施。 (行政処分件数・内訳) FX 取引業者 3 社 9 件(業務改善命令 3 件、登録取消し 1 件、資産の国内保有命令 5 件) ファンド販売・運用業者 4 社 10 件(業務改善命令 5 件、業務停止命令 3 件、登録取消し 2 件) ・前年度に処分を行った業者へのフォローアップなど投資家保護に資する対応を継続的に実施。 ・「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」を 2 回(7 月、12 月)開催し、関係行政機関等とファンド取扱業者について情報交換・意見交換を実施。 ・ファンドを販売又は運用する登録及び届出業者に対し平成 22 年度に続き 23 年度も「ファンドモニタリング調査」を実施することにより、販売・運用の実態を把握。 ・平成 23 年度において、当局からの破産手続開始の申立てを要する事例は認められなかった。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施。 ・また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切に運用。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 48 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 23 年度)**

施策番号 51 番																																																																									
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。																																																																								
担当省庁等	警察庁																																																																								
実施時期	継続的に実施します。																																																																								
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第二課																																																																								
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)																																																																									
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <p>・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、引き続き、関係法令を駆使した取締りを推進する。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>取締状況(検挙件数、検挙人員)</p>																																																																								
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進した。平成 23 年中の振り込め詐欺等を助長する犯罪(口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反)の検挙件数は 3,851 件、検挙人員は 2,371 人であった。</p> <p>平成 23 年中の振り込め詐欺等を助長する犯罪の検挙状況を平成 20 年から 22 年までの 3 年間の平均値と比べると、検挙件数は 851 件の減少、検挙人員は 252 人の増加となっており、振り込め詐欺全体の認知件数が減少していることなどを踏まえると、一定の成果は上がっているものと認められる。</p> <p>また、この種事犯等に利用された預貯金口座や携帯電話については、被害の拡大防止を図るため、口座凍結依頼や契約者確認の求めを実施したほか、犯行に利用されたレンタル携帯電話については、携帯電話レンタル会社に対して規約に基づく解約を依頼した。</p> <p>【検挙件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>平均(H20～H22)</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座詐欺・盗品等譲受け</td> <td>2,930</td> <td>3,861</td> <td>2,328</td> <td>3,040</td> <td>2,138</td> </tr> <tr> <td>本人確認法・犯収法</td> <td>485</td> <td>910</td> <td>748</td> <td>714</td> <td>1,288</td> </tr> <tr> <td>携帯電話端末詐欺</td> <td>1,182</td> <td>939</td> <td>554</td> <td>892</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>携帯電話不正利用防止法</td> <td>61</td> <td>64</td> <td>44</td> <td>56</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,658</td> <td>5,774</td> <td>3,674</td> <td>4,702</td> <td>3,851</td> </tr> </tbody> </table> <p>【検挙人員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>平均(H20～H22)</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座詐欺・盗品等譲受け</td> <td>1,080</td> <td>1,489</td> <td>961</td> <td>1,177</td> <td>1,085</td> </tr> <tr> <td>本人確認法・犯収法</td> <td>279</td> <td>648</td> <td>550</td> <td>492</td> <td>981</td> </tr> <tr> <td>携帯電話端末詐欺</td> <td>579</td> <td>370</td> <td>277</td> <td>409</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>携帯電話不正利用防止法</td> <td>36</td> <td>50</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,974</td> <td>2,557</td> <td>1,825</td> <td>2,119</td> <td>2,371</td> </tr> </tbody> </table>		H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23	口座詐欺・盗品等譲受け	2,930	3,861	2,328	3,040	2,138	本人確認法・犯収法	485	910	748	714	1,288	携帯電話端末詐欺	1,182	939	554	892	392	携帯電話不正利用防止法	61	64	44	56	33	合計	4,658	5,774	3,674	4,702	3,851		H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23	口座詐欺・盗品等譲受け	1,080	1,489	961	1,177	1,085	本人確認法・犯収法	279	648	550	492	981	携帯電話端末詐欺	579	370	277	409	277	携帯電話不正利用防止法	36	50	37	41	28	合計	1,974	2,557	1,825	2,119	2,371
	H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23																																																																				
口座詐欺・盗品等譲受け	2,930	3,861	2,328	3,040	2,138																																																																				
本人確認法・犯収法	485	910	748	714	1,288																																																																				
携帯電話端末詐欺	1,182	939	554	892	392																																																																				
携帯電話不正利用防止法	61	64	44	56	33																																																																				
合計	4,658	5,774	3,674	4,702	3,851																																																																				
	H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23																																																																				
口座詐欺・盗品等譲受け	1,080	1,489	961	1,177	1,085																																																																				
本人確認法・犯収法	279	648	550	492	981																																																																				
携帯電話端末詐欺	579	370	277	409	277																																																																				
携帯電話不正利用防止法	36	50	37	41	28																																																																				
合計	1,974	2,557	1,825	2,119	2,371																																																																				
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、引き続き、関係法令を駆使した取締りを推進する。																																																																								

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 51 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
警察庁	振り込め詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保	2	2

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 60 番	
具体的施策	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施・引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、警察庁刑事局捜査第二課、金融庁監督局証券課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施。 <p>〔参考指標〕</p> <p>取締状況（検挙事件数、検挙人員）、利殖勧誘事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数、情報集約・共有件数・悪質な業者への法執行件数、注意喚起・普及啓発の実施状況、制度の運用・整備のあり方の検討状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>以下の施策を実施。なお、平成23年 5月20日及び11月11日の2回にわたり、実施した施策を消費者委員会へ報告。</p> <p>情報集約・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会から消費者庁等に対し、52回にわたり、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報を提供。 ・上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。2回にわたり、警察庁、金融庁に約4,600事業者分の名寄せ情報を提供。 ・消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ（平成 23 年 6 月）。 ・警察庁において、金融庁、消費者庁等の行政機関から利殖勧誘事犯被害が疑われる相談情報約 4,000 件の提供を受けるとともに、当該情報を関係都道府県警察に提供し、犯罪利用口座凍結及び被疑者検挙に活用（23 年中）。 <p>業者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁において、警告書を発出した無登録で金融商品取引業を行っていた47事業者について、社名を公表。 ・消費者庁において、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への

注意喚起を7回実施。

・証券取引等監視委員会において、無登録業者等による金商法違反行為に係る裁判所への申立て(3件)を実施。いずれについても、申立てどおり、裁判所の禁止命令が発令。

・警察において、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案に対する取締りを集中的に行い、未公開株取引関係10事件、社債取引関係12事件、ファンド取引関係21事件、外国通貨取引関係1事件、架空権利取引関係3事件、被害救済偽装関係8事件の計55事件で被疑者を検挙(23年中)。

・警察において、この種事案に利用された口座を凍結するため、金融機関に対し、4,323件の情報提供を実施(23年中)。

・警察において、この種事案等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進し、口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反で3,851件、2,371人を検挙(23年中)。

・警察庁において、この種事案に利用された口座として金融機関に凍結を求めた口座を分析したところ、その大多数が法人名義であり、その中にはバーチャルオフィス()を利用して開設されたと認められる口座もあることから、金融機関に対し、法人名義口座開設時審査の厳格化を求めた。これを受けて、(株)ゆうちょ銀行等の金融機関において審査が厳格化された(平成23年11月)。また、(株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、警察が凍結を求めたこの種事案に利用された法人名義口座に係る情報を提供する用意があることを伝え、早期活用を求め、平成24年1月から(株)ゆうちょ銀行に情報提供を開始(24年1月)。

バーチャルオフィスは、顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物を受け取る場所として使用させ郵便物を当該顧客に引き渡したり(郵便物受取サービス)、当該顧客が本店所在地として登記することを許諾したり(貸し住所サービス)、自己の電話番号を当該顧客が連絡先電話番号として使用させ当該顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡したり(電話受付サービス)する役務を提供している。

・警察において、この種事案等に利用された携帯電話については、被害の拡大防止を図るため、契約者確認の求めを実施。加えて、犯行に利用されたレンタル携帯電話についても、携帯電話レンタル会社に対して、規約に基づく解約依頼を実施。

注意喚起・普及啓発

・消費者庁において、政府広報(インターネット記事)を通じた注意喚起を実施(平成23年5月)。

・消費者庁において、地方公共団体における金融機関等に対する犯罪預金口座等に関する情報提供を迅速かつ確実に実施するため、担当職員向けの質問集を作成して地方公共団体に通知(平成23年9月)。

・金融庁において、リーフレット「こんな『うまい話』にご用心!」を作成。警察庁、消費者庁、日弁連、金融機関等の協力も得て、関係団体等に配布(平成24年1月)。

・金融庁、証券取引等監視委員会において、注意喚起文書(「適格機関投資家等特例業者に対する対応を強化!」)を公表(平成24年2月)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、政府公報（ラジオ）を活用した注意喚起を実施（平成23年10月、24年2月）。 ・警察庁において、この種事案の被害の防止及び被害回復を図るため、ポスター、リーフレット及び相談業務に従事する警察職員向けの手引書を作成した上、都道府県警察に配布し、活用を指示（平成23年12月）。 <p>制度の運用・整備の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月）。 ・消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ（平成23年6月）。（再掲） ・個別法で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、当該被害の発生・拡大を防止することを目的とする消費者安全法改正案を閣議決定（平成24年2月）。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度以降も引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を適宜行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 60 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センターの運営	147百万円の内数	147百万円の内数

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
担当部局・課・室名	証券取引等監視委員会事務局証券検査課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	金融商品取引法第187条、第192条、第198条第8号、第207条第1項第3号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・無登録業者等に係る情報収集、分析を実施 ・その結果、必要と認められる場合は金融商品取引法第187条に基づく調査を実施、さらに同法第192条に基づく裁判所の差止命令の申立てを実施 〔参考指標〕 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況(件数)、差止命令の申立て及び裁判所の差止命令(件数)
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	無登録業者等に係る情報収集 ・国民生活センターや日本証券業協会コールセンターから、両センターに寄せられた無登録業者等の情報を37,359件収集し分析。 ・金融庁金融サービス利用者相談室や証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課から、同室・同課に寄せられた無登録業者等の情報を16,682件収集し分析。 禁止命令の申立て及び裁判所の禁止命令 ・無登録でファンドの取得勧誘等を行っていた者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て(3件)を実施。いずれについても、申立てどおり、裁判所の禁止命令が発令。 その他 ・裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(平成23年11月)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き裁判所への禁止命令の申立て及びそのための調査の制度を活用。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 62 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 153-2 番	
具体的施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営</p>
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	<p>及び：平成23年度中に開始します。</p> <p>平成23年度中に実施します。</p> <p>継続的に実施します。</p> <p>平成23年度中に着手します。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、総務省総合通信基盤局消費者行政課、経済産業省商務情報政策局情報経済課、商務流通グループ商取引・消費経済政策課消費経済企画室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年7月1日より、決済代行業者登録制度の運用を開始。() ・平成23年度中に、景品表示法に係るインターネット上の表示に関する考え方を提示する。() ・インターネット上の広告表示に関して、引き続き、景品表示法の厳正な執行を行う。() ・引き続き、特定商取引法の厳正かつ迅速な法執行を行い、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し情報提供することにより違法なウェブサイトの削除などを促す。() ・平成23年11月を目途に、将来の消費者相談ネットワーク構築を視野に入れた試験的ネットワークの立ち上げ・運用を目指し、各国における消費者行政関係機関等と検討を行っているところ。() ・平成23年7月28日に第1回インターネット消費者取引連絡会を実施。第2回以降は、随時開催を行う。() <p>〔参考指標〕</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>平成23年7月1日より決済代行登録者制度の運用を開始し、21社の決済代行業者が本制度に登録。</p> <p>「インタ-ネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」をとりまとめ、公表した(平成23年10月28日)。</p> <p>広告表示に対するネット上の監視活動の強化を継続的に実施した。</p> <p>越境取引に関する消費者相談窓口「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」を開設(平成23年11月1日~)。</p> <p>「インタ-ネット取引連絡会」の運営を開始(第1回 平成23年7月23日、平成23年度内に4回開催済。)。関係事業者、消費者団体等の参加</p>

	を得て、新たに発生しつつある課題を共有し、関係者に対応を働きかけていくための連携・協力の場として活用、関係者の取組の円滑化を図った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度の取組を踏まえ、消費者の安全・安心の確保に向けた施策を引き続き実施する。 ・施策番号 171 番を本施策に統合し、新たに を設ける。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 153-2 番・171 番	
具体的施策	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」（仮称）の運営 二国間会議、UNCITRAL の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決のあり方についての検討
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み ^(注 153-2) 。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 実施済み ^(注 153-2) 。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 、 、 : 継続的に実施します。 実施済み ^(注 153-2) 。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。

(注 153-2) 決済代行登録者制度の運用を開始

(注 153-2) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表

(注 153-2) 消費者庁越境消費者センター（CCJ）を開設

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	インターネット取引調査	33	33
	電子商取引モニタリング等事業（特定商品取引適正化推進等経費）	159	159

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 171 番	
具体的施策	越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。
担当省庁等	消費者庁、経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、経済産業省商務情報政策局情報経済課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き、二国間会議、UNCITRAL の作業部会場も活用し、越境電子商取引のトラブル解決のあり方について、検討を行う。 ・特に、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向け、平成 23 年 11 月を目途に、将来の消費者相談ネットワーク構築を視野に入れた試験的ネットワークの立ち上げ・運用を目指し、各国における消費者行政関係機関等と検討を行う。 〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・韓国、台湾、ベトナムとの間でそれぞれ電子商取引に関する会議を開催し、法整備の状況等に関する情報交換を行った。また、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の越境オンライン紛争解決に関する作業部会に専門家を派遣し、積極的に関与した。 ・越境取引に関する消費者相談窓口「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」を開設し(平成 23 年 11 月 1 日～)、消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・具体的施策の実施状況を踏まえ、153-2 に統合する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 171 番	
具体的施策	
担当省庁等	施策番号 153-2 番に統合
実施時期	

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	インターネット取引調査	33	33
経済産業省	アジア域内の知識経済化のための I T 活用等支援事業(日中電子商取引基盤整備事業)	189 百万円の内数	189 百万円の内数

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 41 番						
具体的施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。					
担当省庁等	消費者庁					
実施時期	継続的に実施します。					
担当部局・課・室名	消費者庁取引対策課					
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)						
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 23 年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行を行う。 <p>[参考指標]</p> 行政処分の件数					
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	1. 「平成 23 年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況 ・経済産業局との密な連携の下、行政処分を着実に進めることで、悪質事業者による被害拡大の防止などを図った。					
	2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・特定商取引法に基づく行政処分の件数(件、平成 24 年 3 月 31 日時点)					
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
30	40	37	48	53	43	
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き特定商取引法の厳正な執行を行う。 					
備考						

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 41 番						
具体的施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。					
担当省庁等	変更なし					
実施時期	変更なし					

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 43 番	
具体的施策	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成 22 年度早期に開始し、以降継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <p>・関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。</p> <p>〔参考指標〕</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・消費者庁所管法令(共管を含む)のうち執行規定を有するもの、特定商取引法第 26 条第 1 項第 8 号の規定により訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に該当するものについて同法を適用しないものとされた法律の合計 66 本の法律について、平成 20 年度、21 年度、22 年度の執行状況を担当省庁に照会して取りまとめ、平成 23 年 12 月 2 日の消費者委員会において報告した。</p> <p>・また、消費者委員会からの意見を受け、各法律の執行状況に加え、情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近 3 年間の受付件数を調査項目に追加した。</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・引き続き関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 43 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額